

◇国際会議報告◇

## GPF 会議（2025 年 11 月）出席報告

富士通(株) 財務経理本部 Finance CoE 統括部長

IFRS 財団 世界作成者フォーラム メンバー

ASBJ 収益認識専門委員会専門委員

ASBJ IFRS 適用課題対応専門委員会専門委員

坂口 和宏

### 1. はじめに

2025 年 11 月 14 日、世界作成者フォーラム（Global Preparers Forum、以下「GPF」という。）が開催された。GPF は財務諸表作成者の代表者からなる会議体で、作成者の立場から、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という。）に対して定期的にインプットすることを目的としている。GPF のメンバーは 18 名（2025 年 11 月末現在）で、ヨーロッパ 9 名、北米 2 名、南米 1 名、中近東・アフリカ 2 名、アジア 4 名と、幅広く作成者の声を拾うため、地域バランスに配慮した構成となっている。

今回の会議も、前回に引き続き、ロンドンでの対面とオンラインとのハイブリッド開催となった。日本からは筆者が対面で参加した。会議では各セッションにおいて、IASB スタッフより、議事に関するこれまでの検討状況が説明され、その後 IASB メンバーを交えて、GPF メンバーとの意見交換が行われた。

以下、議事一覧及び主な討議内容を紹介する。なお、会議で使用された資料は、IASB のウェブサイトで閲覧可能であるため、適宜参照頂きたい。

### 2. 全体のスケジュール

以下ロンドン時間、休憩時間等は除く：

- 09:30-10:00 IASB・IFRS 解釈指針委員会アップデート
- 10:00-11:15 無形資産
- 11:25-12:55 企業結合：開示、のれん及び減損
- 13:40-14:40 キャッシュフロー計算書及びその関連事項
- 14:45-15:15 償却原価
- 15:15-16:00 持分法
- 16:00-16:30 IBB アップデート

## 3. 議事概要：無形資産

### 背景

IASB は、第 3 次アジェンダ協議で優先度が高いとされた無形資産について、リサーチ・プロジェクトとして作業計画に追加し、プロジェクトを開始している。プロジェクトの進め方として、無形資産に係るテストケースをいくつか選択し、それらを分析した上で、無形資産の定義、認識規準及び関連するガイダンスを更新すべきかどうかを検討することが提案されている。

今回の GPF 会議では、具体的なテストケースの候補として、クラウド・コンピューティング、アジャイルソフトウェア開発、AI 及びデータ資源の三つが挙げられた。クラウド・コンピューティングについては、ビジネスが従来のオンプレミス型から SaaS などのサービス型に移行しつつある中、顧客企業による支配や経済的便益の獲得をどう考えるかといった論点があり、テストケースとして取り上げるべきと提案された。アジャイルソフトウェア開発についても、会計単位を明確化することで基準の原則を開発するのに役立つ可能性があり、取り上げるべきと提案された。一方で、AI 及びデータ資源については、実務上の課題がクラウド・コンピューティングとアジャイルソフトウェア開発と類似していると考えられるため、テストケースに追加しないことが提案された。

### GPF 会議での議論

GPF メンバーは、テストケースを分析した上で無形資産の定義や認識規準についての検討を行うことについて概ね同意した。一方で、IAS 第 38 号「無形資産」を根本的に見直した上で、新しく定める無形資産の定義を満たす場合や、対象となる資産が当該資産から生じる収益と対応している場合にのみ、無形資産として認識されるべきであるとの意見も出された。

テストケースの対象として、クラウド・コンピューティングとアジャイルソフトウェア開発を選定することについても、多くの GPF メンバーの同意を得られた。一方で、それら二つのような新しいケースだけではなく、これまでの実務で課題が見られる典型的なケースも取り上げるべきとの意見も出された。AI 及びデータ資源については GPF メンバーの見解が分かれ、例えば、AI はまだ進化している段階でありケースとして取り上げるのは早いという意見があった。筆者は、AI は世の中のあらゆる領域を劇的に変え、多くのビジネスや業種に影響を与えるものであるため、無形資産という枠にとどまらず「AI」という独立した会計基準を開発すべきではないかとコメントした。

## 4. 議事概要：持分法

## 背景

IASB は、2024 年 9 月に公開草案「持分法会計－IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202x 年改訂）」を公表した。公開草案では、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」と IAS 第 28 号との要求事項の不整合を解決する方法として、関連会社との取引から生じる利得及び損失の全額を認識することが提案されている。今回の GPF 会議ではこの点についての GPF メンバーの見解が求められた。

## GPF 会議での議論

複数の GPF メンバーは、元々今回の改訂では持分法についての包括的な見直しを行わないとしていたにも関わらず、今回の提案の内容で基準が確定した場合、持分法に対する根本的な変更が行われることになると考えられるため反対であるとの意見を表明した。また、関連会社との取引から生じる利得及び損失は、当該利得及び損失に係る資産が実際に第三者へ移転するまでは実現しないため、発生時点で全額を認識することは取引の実態を表さない、ということも反対の根拠として述べた。

IASB メンバーからは、今回の提案は持分法がいわゆる一行連結か公正価値測定かを検討し直すものではないとの説明があった。筆者は、未実現利益を消去するかどうかはまさにその部分に關係する論点であり、根本的な見直しにつながってしまうのではないか、持分法会計はある意味非常に微妙なバランスの下で実務運用されており、今回の提案はそのバランスを崩しかねないため、根本的な見直しは個別のプロジェクトとしてきちんと検討すべきであるとコメントした。

各セッションにおける GPF メンバーからのフィードバックは、今後の IASB の審議において考慮される予定である。

## 5. 次回の予定

次回の GPF 会議は、2026 年 3 月 20 日の開催が予定されている。